

使用規定

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県達磨製造協同組合が所有する地域団体商標「高崎だるま」第30類「群馬県高崎市及びその周辺地域産のだるま」商標登録第5003697号(以下「本件商標」という。)の使用を管理するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 本件商標の管理運営及び監視は群馬県達磨製造協同組合の理事会が行う。具体的には下記事項を行う。

- (1) 地域団体商標「高崎だるま」の管理運用(全般的)
- (2) 構成員の登録・管理
- (3) 構成員の登録の取消し
 - ・本使用規定第5条に規定する使用条件の規定を遵守しなかった場合
 - ・申請された内容に間違いや虚偽があった場合
 - ・指定商品以外に「高崎だるま」を表示した場合
 - ・その他、認定を取り消すべき理由があると、理事会が判断した場合
- (4) 違法使用等の監視・防止・排除等(使用状況の把握、予防、対応策の実施)
地域団体商標「高崎だるま」の違法使用等を早期に発見し、使用状況等を把握し、的確な対応策を講じる。
- (5) 啓蒙活動及びPR活動の推進(地域内の関係者への啓蒙、消費者へのブランドPR)
産地内の関連団体並びに関係行政機関等で情報交換、啓蒙活動を協力して行い、PR活動の推進を図る。
- (6) 海外での商標権の取得に関する事項
今後、ブランド戦略を推進するにあたり、必要に応じて海外における商標権を取得する。
- (7) 違法使用に関する実態調査、対応策の検討
- (8) 違法使用者への警告、改善命令、法的措置の検討等

(構成員の資格)

第3条 本件商標を使用できる構成員は、群馬県達磨製造協同組合の組合員とする。

(構成員の資格取得方法)

第4条 本件商標の構成員の資格を得ようとする者は、群馬県達磨製造協同組合定款に準じた手続きを経て、組合員の資格を得なければならない。

(使用条件)

第5条 構成員が本件商標を使用することができるのは次の場合とする。

- (1) 構成員がその許諾地で製造した商品であること。
- (2) 伝統的な技術・技法・原材料で製造した商品であること。
- (3) イベント等を行う際の名称に本件商標を使用する場合は、上記(1)(2)の条件を満たす商品のみを販売すること。
- (4) インターネットやカタログ等に本件商標を使用する場合、掲載する商品は、上記(1)(2)の条件を満たす商品のみであること。

(商標の使用方法)

第6条

- (1) 表示(縦書き、横書き)

商標の使用者は、商標を広く周知するため「高崎だるま」の文字と「®」の記号を最後に併記、又は「登録商標」の文字を併記することを推奨する。

- (2) 字体、文字の大きさ及び色彩

商品、箱及びその販促ツールに対して使用者が任意に決めて構わない。

- (3) 用途別使用方法

商品、箱及びその販促ツールに対して使用者が任意に決めて構わない。

(使用規定違反の処理)

第7条 構成員が第5条の使用条件に反して本件商標を使用したと群馬県達磨製造協同組合が認めるときは、当該使用に関して販売等の中止を命令するとともに、構成員資格を剥奪し、損害金の請求など法的措置をとることがある。

(構成員以外の者に対する使用許諾)

第8条 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、構成員以外の者が本件商標の使用を望む場合、使用目的と使用方法を明らかにした上で、あらかじめ理事会に使用許諾を求めねばならない。

(使用許諾の制限)

第9条 前条の場合において、当該使用が各号のいずれかに該当する場合は使用を許諾しない。また、許諾を受けた後に違反が判明した場合は、その許諾を取り消すとともに、商標の使用を禁止するものとする。

- (1) 地域団体商標「高崎だるま」の信用又は品位を害するものと認められるもの
- (2) 消費者の利益を害するものと認められるもの

- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるもの
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 特定の主義・主張、政策の普及を目的とするもの
- (6) その他、群馬県達磨製造協同組合の方針・目的等にそぐわないと判断されたもの

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、群馬県達磨製造協同組合で協議する。